

奈良県土地家屋調査士会「境界問題相談センター奈良」規則

目 次

- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 運営委員会(第5条～第10条)
- 第3章 事前相談員、相談員、調停員、調査員及び鑑定実施員(第11条～第19条)
- 第4章 事前相談(第20条～第26条)
- 第5章 相談(第27条～第32条)
- 第6章 調停(第33条～第48条)
- 第7章 手続記録の保存等(第49条～第51条)
- 第8章 費用(第52条～第53条)
- 第9章 補則(第54条～第55条)
- 附 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、奈良県土地家屋調査士会会則(以下「調査士会会則」という。)第86条の2の規定等に基づき、奈良県土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)が設置する「境界問題相談センター奈良」(以下「本センター」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本センターの設立の趣旨)

第2条 本センターは、土地の境界に関する紛争及び土地の境界が明らかでないことを原因とする所有権の範囲に関する紛争(筆界特定手続により筆界が特定された土地の紛争を含む。以下同じ。)に係る民間紛争解決手続(以下「解決手続」という。)を、奈良弁護士会(以下「弁護士会」という。)と協働して、紛争当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適確に実施し、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 土地の境界に関する紛争及び土地の境界が明らかでないことを原因とする所有権の範囲に関する紛争についての相談
- (2) 土地の境界に関する紛争及び土地の境界が明らかでないことを原因とする所有権の範囲に関する紛争についての調停
- (3) 本センターの業務に関与する者の研修
- (4) 本センターに関する広報活動
- (5) 筆界特定制度及び裁判手続並びに他の民間紛争解決機関との効果的な連携・協力
- (6) 弁護士会及び各種関係団体との連携・協力
- (7) その他本センターの目的を達成するために必要な事項

(運 営)

第4条 本センターは、調査士会の会長が代表し、これを総理する。

- 2 本センターは、調査士会に事務所を置く。
- 3 本センターに事務局を置き、解決手続に関する事務手続を行わせるために必要な職員を置く。

第2章 運営委員会

(運営委員会)

- 第5条 調査士会の会長は、本センターの運営に当たらせるため、境界問題相談センター奈良運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。
- 2 運営委員会は、本センターの運営に関する一切の業務を遂行するほか、この規則によって委任された事項について、必要な運営規定等を定めることができる。
 - 3 運営委員会は、運営委員6人以上10人以内とし、土地家屋調査士6人以内及び弁護士6人以内で構成する。
 - 4 運営委員は、次に掲げる者を調査士会の会長が任命する。
 - (1) 調査士の運営委員 調査士会の会員歴が継続して3年以上あり、かつ、実務経験5年以上の者で、調査士会の会長が推薦した者
 - (2) 弁護士の運営委員 法曹経験5年以上の者で、弁護士会の会長が推薦した者
 - 5 前項の規定は、運営委員の退任に伴い補充し、又は増員するときの選任について準用する。
 - 6 運営委員会に、運営委員の互選により委員長1人、副委員長2人を置く。

(欠格事由)

- 第6条 調査士会の会長は、次の各号のいずれかに該当する者を運営委員に任命してはならない。
- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (2) 弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 弁護士法及び土地家屋調査士法(以下「調査士法」という。)の規定による懲戒処分により、弁護士会から除名され、又は調査士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から5年を経過しない者
 - (4) 土地家屋調査士法の規定による懲戒処分により、2年以内の業務停止の処分を受けた者で、処分の満了の日から1年を経過しない者、戒告の処分を受けた者で、処分を受けた日から1年を経過しない者
 - (5) 調査士会会則の規定により、注意勧告もしくは文書に依る指導を受けた日から1年を経過しない者

(センター長等の職務)

- 第7条 本センターに、センター長1人、副センター長2人以内を置く。
- 2 センター長は、運営委員会の委員長をもって充てる。(この場合において、センター長が調査士の場合は、弁護士の副委員長を副センター長に、センター長が弁護士の場合は、調査士の副委員長を副センター長に指名するものとする。)
 - 3 副センター長は、運営委員会の副委員長のうちからセンター長が指名する。
 - 4 センター長は、本センターの事務を統括する。

- 5 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代理し、センター長が欠員のときは、その職務を行う。
- 6 運営委員は、センター長及び副センター長を補佐して任務を遂行し、センター長及び副センター長に事故あるときは、あらかじめ定めた者がその職務を代理し、センター長及び副センター長が欠けたときは、その職務を行う。
- 7 センター長は、この規則その他に定めるもののほか、本センターの運営に当たって疑義が生じたときは、運営委員会に諮って決定するものとする。

(運営委員会の決議)

- 第 8 条 運営委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数で決議する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 2 運営委員会の決議について特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。
 - 3 奈良県土地家屋調査士会会長、奈良弁護士会会長または運営委員会の要請のあった者は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。
 - 4 運営委員会の議事については、議事録を作成し、委員長及び出席した委員 2 人がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(運営委員の任期)

- 第 9 条 調査士の運営委員の任期は、調査士会の役員の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 弁護士の運営委員の任期については、弁護士会の定めるところによる。
 - 3 第 5 条第 5 項の規定により選任された運営委員の任期は、他の運営委員の任期の残存期間と同一とする。

(運営委員の退任)

- 第 10 条 運営委員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退任する。
- (1) 所属する会の会員でなくなったとき。
 - (2) 調査士の運営委員から辞任の申し出を受け、調査士会の会長がこれを受理したとき。
 - (3) 弁護士会の会長から弁護士の運営委員の退任申出があったとき。
 - (4) 弁護士法及び調査士法の規定により懲戒処分を受けたとき。
 - (5) 調査士の運営委員にあつては、調査士会の理事会において解任の決議があったとき。

第 3 章 事前相談員、相談員、調停員、調査員及び鑑定実施員

(事前相談員候補者、相談員候補者及び調停員候補者)

- 第 11 条 調査士会は調査士のうちから、紛争事件の振り分けを担当する者(以下「事前相談員」という。)、調査士及び弁護士の内から、解決手続に関する相談を担当する者(以下「相談員」という。)及び解決手続において調停を行う者(以下「調停員」という。)の候補者(以下「調停員候補者等」という。)を選任する。
- 2 前項の候補者の選任は、調査士にあつては調査士会が行う所定の研修を修了した者のうちから運営委員会の意見を聞いて、弁護士にあつては弁護士会の会長が推薦した者のうちから、調査士会の

会長が任命する。

- 3 センター長は、事前相談員候補者名簿、相談員候補者名簿及び調停員候補者名簿(以下「各候補者名簿」という。)を作成し、本センターに備える。
- 4 事前相談員候補者は、調査士会の会員歴3年以上の者あるいは実務経験5年以上の者。
- 5 相談員候補者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 調査士の相談員 調査士会の会員歴が継続して3年以上あり、かつ、実務経験5年以上の者。
 - (2) 弁護士の相談員 法曹経験5年以上の者。
- 6 調停員候補者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 調査士の調停員 調査士会の会員歴が継続して3年以上あり、かつ、実務経験5年以上の者。
 - (2) 弁護士の調停員 法曹経験5年以上の者。
- 7 第6条の規定は、調停員候補者等の欠格事由について準用する。
- 8 第2項の規定は、調停員候補者等の退任に伴い補充し、又は増員するときの選任について準用する。

(調停員候補者等の任期)

- 第12条 調停員候補者等の任期は、各候補者名簿に登録したときから2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第8項の規定により選任された者の任期は、他の調停員候補者等の任期の残存期間と同一とする。
- 2 第9条第2項の規定は、弁護士の調停員候補者等の任期について準用する。
 - 3 前二項の任期満了の際に、現に事件を担当している調停員候補者等の任期については、当該事件が終了するまでとする。

(調停員候補者等の退任)

- 第13条 10条の規定は、調停員候補者等の退任について準用する。
- 2 センター長は、前項の規定により調停員候補者等が退任したときは、各候補者名簿からその者の氏名を削除しなければならない。

(事前相談員、相談員及び調停員の選任)

- 第14条 センター長は、事前相談、相談又は調停の事件ごとに、各候補者名簿のうちから担当する事前相談員、相談員又は調停員(以下「担当調停員等」という。)を選任する。
- 2 センター長は、担当調停員等を選任するに当たっては、選任を予定する調停員候補者等に対して、事前に除斥事由の該当の有無を確認し、当該事件の相談又は調停を行うにふさわしい者で、かつ公正性を疑わせる事情のない者を選任しなければならない。
 - 3 センター長は、選任した担当調停員等に欠員を生じたときは、直ちに補充しなければならない。

(非公開及び守秘義務)

- 第15条 本センターが行う事前相談、相談及び調停は、非公開とする。ただし、事前相談の申込人、相談の申出人又は調停の申立人及びその相手方(以下これらの者を「当事者」という。)の同意を得て、担当調停員等が相当と認める者については、傍聴を許可することができる。
- 2 事前相談員、相談員、調停員、運営委員、調査士会の役員、事前に調査をする者(以下「調査員」という。)、調査・測量又は鑑定をする者(以下「鑑定実施員」という。)その他事務職員等は、紛争

に関する内容、事前相談、相談、調停の経過及びその結果その他職務上知り得た事実を、正当な理由なくして他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、当事者双方の同意を得て、関係当事者の氏名及び紛争事件の具体的内容を特定しないで本センターの事業に関する研究及び研修の資料に活用するとき、又は当事者双方の同意を得て開示するときは、この限りでない。

(担当調停員等の除斥)

第16条 調停員候補者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、担当調停員等になることができない。

- (1) 調停員候補者等又はそれらの配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
 - (2) 調停員候補者等が当事者の4親等内の血族、3親等内の姻族関係にある者若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
 - (3) 調停員候補者等が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、任意後見人、任意後見監督人若しくは委任による財産管理者であるとき、又はあったとき。
 - (4) 調停員候補者等が当該事件について証人又は鑑定人となったとき。
 - (5) 調停員候補者等が当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
 - (6) 調停員候補者等が当事者又はその代理人と特に信頼関係があると、センター長が認めたとき。
 - (7) 調停員候補者等が申立てに係る土地又は相手方の土地について調査、測量を受託したことがあるとき。
 - (8) 調停員候補者が当該事件を担当した事前相談員、相談員(以下「担当相談員等」という。)であったとき。
- 2 担当調停員等は、前項の規定に該当することとなったとき、又は自ら不適切だと判断したときには、直ちにセンター長に報告しなければならない。

(担当調停員等の忌避)

第17条 当事者は、担当調停員等について相談又は調停の公正を妨げるおそれがある事由があるときは、その旨を記載した書面を本センターに提出して、当該担当調停員等の忌避を申し出ることができる。ただし、期日においては、口頭で申し出ることができ、その場合は直ちに期日を終了させるものとする。

- 2 担当調停員等は、相談又は調停の公正を妨げるおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を当事者に開示しなければならない。
- 3 当事者は、前項の開示を受けたときは、センター長が指定する日までに忌避の申し出をしない限り、当該事情に基づいて事後に忌避を申し出ることにはできないものとする。
- 4 センター長は、第1項及び第3項の規定により忌避の申し出があったときは、運営委員のうちから調査士・弁護士各1人以上を含む3人以上4人以内を指名し、忌避調査委員会を設置して、相談又は調停の公正を妨げるおそれがある事由についての調査及びその判断の審議を行わせ、運営委員会に報告させるものとする。ただし、センター長は、当事者双方から忌避の申出がなされたときは、忌避調査委員会を設置することなく当該担当調停委員等を解任する事ができる。
- 5 前項の報告を受けた運営委員会は、当該担当調停員の適否について協議し、決定するものとする。
- 6 センター長は、前項の決定の内容を当事者双方に通知するものとする。

(担当調停員等の回避、辞任及び解任)

第 18 条 担当調停員等は、正当な理由があるときは、センター長の承認を得て回避し、又は選任された後辞任することができる。

2 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運営委員会の決議に基づいて、当該担当調停員等を解任する。

- (1) 第 16 条第 1 項の規定に該当するおそれがあるとき。
- (2) 忌避の申し出に事前相談、相談又は調停の公正を妨げる事由があると認めるとき。
- (3) 担当調停員として心身の状態がその職務に耐えられないと認めるとき。

(不当な影響の排除)

第 18 条の 2 調査士会の役員は、調停員が解決手続の実施に当たり独立して職務を行う事項に関して、直接又は間接にいかなる命令又は指示を行ってはならない。

2 担当調停員は、法令、この規則その他の定めを遵守し、解決手続の実施に当たっては、第三者(調査士会の役員及び運営委員を含む。)のいかなる命令又は指示を受けず、中立性を保持しつつ公正に解決手続を進めなければならない。

(調査員及び鑑定実施員等)

第 19 条 センター長は、相談又は調停を実施するために必要があると認めるときは、当事者の承諾を得て、調査士のうちから調査員を選任して事前に調査を(以下「事前調査」という。)行わせることができる。

2 センター長は、相談又は調停を実施するために調査、調査・測量又は鑑定をする必要があり、一方の当事者又は双方から申し出があったときは、調査士会に備え付ける「土地境界鑑定人登録簿」から鑑定実施員等を選任して、調査、測量又は鑑定を行わせることができる。

3 担当調停員等は、前項の調査員及び鑑定実施員(以下「鑑定実施員等」という。)となることができない。

4 第 14 条第 2 項の規定は、鑑定実施員等の選任について、第 6 条、第 16 条第 1 項及び第 18 条各項の規定は、欠格、鑑定実施員等の除斥、回避、辞任及び解任について準用する。

第 4 章 事 前 相 談

(事前相談の前置)

第 20 条 本センターが取扱う解決手続を利用しようとする者は、まず事前相談を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りではない。

- (1) 弁護士または認定土地家屋調査士が当事者の代理人に選任されている場合において、センター長が事前相談の省略を認めたとき。
- (2) 前号のときのほか、運営委員会において、事前相談を省略する特段の事由があることを認めたとき。

(事前相談の期日及び開催場所)

第 21 条 事前相談の期日は、原則として、毎月第二、四水曜日午前 10 時から午後 4 時までとし、開催場所は本センター事務所とする。

(事前相談の申込み)

第 22 条 この規則による事前相談を受けようとする者は、電話で申込み、期日を予約し、事前相談申込書を本センターに提出しなければならない。

2 センター長は、前項の申込書における趣旨が、本センターで実施される手続きに明らかに該当しないと判断できる場合は、その旨を付記して事前相談申込書を申込者に差し戻すことができる。

3 センター長は第 1 項で定める事前相談申込書が受理されたときは、速やかに、申込人と事前相談の期日について協議し、指定したときは、速やかに申込人にこれを通知しなければならない。

4 センター長は、申込みのあった相談の内容が、他の機関における相談が相当と認められるときは、当該機関を紹介するよう努めるものとする。

(担当事前相談員)

第 23 条 センター長は、前条第 3 項の通知を発したときは、速やかに、相談員候補者名簿のうちから、当該相談を担当する担当事前相談員を選任するものとする。

2 担当事前相談員の構成は土地家屋調査士 2 人とし、その内 1 人は調査士会の会員歴が継続して 3 年以上あり、かつ、実務経験 5 年以上の者。ただし、相談内容は純粋に技術的、手続的な範囲に限り、法令の解釈適用に関する専門的知識を必要とする事項については、弁護士の助言を求めることができる措置を講じておくとともに、相談の利用を促すものとする。

(事前相談における同伴者の取扱い)

第 24 条 事前相談申込者は、事前相談に 2 人以内の同伴者を伴うことができる。ただし、担当事前相談員は、同伴者が事前相談を行うのに支障を生じさせるおそれがあると認めるときは、その同伴者を退席させることができる。

(事前相談における解決手続の説明)

第 25 条 担当事前相談員は、事前相談申込者に対して、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、事前に説明しなければならない。

(1) 事前相談員、相談員、調停員及び調査員、鑑定実施員等の選任に関する事項

(2) 当事者が本センターに対して支払う報酬又は費用に関する事項

(3) 解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

(4) 解決手続において陳述される意見若しくは提出され若しくは提示される資料に含まれ、又は手続実施記録に記載されている当事者又は第三者の秘密の取扱い方法

(5) 当事者が調停を終了させるための要件及び方式

(6) 調停員が調停によって当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該手続を終了し、その旨を当事者に通知すること

(7) 当事者間に和解が成立した場合には書面を作成すること及び書面の作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(8) その他解決手続に関して確認を求められた事項

2 本センターは、前項の説明をしたときは、当事者から説明を受けた旨を記載した書面（以下「確認書」という。）を受け取るものとする。

(事前相談実施記録の作成)

第 26 条 担当事前相談員は、事前相談の案件ごとに、事前相談実施記録を作成し、運営委員会に速やかに提出しなければならない。

2 センター長は、当該事前相談が相談又は調停に移行したときは、前項の事前相談実施記録を担当相談員又は担当調停員に閲覧させる事ができる。

第5章 相 談

(相談の実施)

第27条 本センターが取り扱う解決手続に関する相談は、第2条に定めた紛争及びこれに付随する事案とする。

2 前項の相談に係る土地の所在の範囲は、原則として、奈良県内の区域とする。

(相談の申出)

第28条 前条に規定する相談は、当該土地の所有権の登記名義人、表題部所有者、表題登記がない土地にあっては所有者、所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他これに準ずる者(以下これらの者を「所有権登記名義人等」という。)から申し出ることができる。

2 前項に規定するもの以外からの相談の申し出は、センター長が当該権利者を申出人相当と認めたときは、相談の申し出をすることができる。

3 前二項の規定により相談を受けようとする者は、相談申出書に相談料を添えて本センターの事務局に提出しなければならない。

4 前項の相談の申出は、代理人によっておこなうことができる。この場合、代理人の資格は第35条の2第1項を準用する。

(相談申出の受理)

第29条 センター長は、相談申出書を受理したときには、速やかに相談の期日を指定し、申出人(代理人を定めたときは代理人。)にこれを通知しなければならない。ただし、期日において次回の期日を通知するときは、主任相談員が口頭で行うことができる。

2 相談は、原則として本センターの事務所で行う。

(担当相談員)

第30条 センター長は、前条第1項の通知を発したときは、速やかに、相談員候補者名簿のうちから、当該相談を担当する担当相談員を選任するものとする。

2 担当相談員の構成は、土地家屋調査士1人以上、弁護士1人以上の合議体とする。

3 合議体を構成する相談員は、互選により合議体の主任(以下「主任相談員」という。)を選任する。

4 センター長は、担当相談員の選任にあたり、第16条第1項に掲げる除斥事由の有無を確認しなければならない。

(相談における同伴者の取扱い)

第31条 相談申出人は、相談に2人以内の同伴者を伴うことができる。ただし、担当相談員は、同伴者が相談手続を行うのに支障を生じさせるおそれがあると認めるときは、その同伴者を退席させることができる。

(相談における解決手続の説明)

第31条の2 担当相談員は、相談申出者に対して、第25条第1項各号の事項について、これを記載した書面を交付し、事前に説明しなければならない。

2 本センターは、前項の説明をしたときは、当事者から確認書を受け取るものとする。

(相談実施記録の作成)

第 32 条 担当相談員は、相談の案件ごとに、相談実施記録を作成し、運営委員会に速やかに提出しなければならない。

2 センター長は、当該相談が調停に移行したときは、前項の相談実施記録を担当調停員に閲覧させる事ができる。

第 6 章 調 停

(調停申し立ての対象)

第 33 条 本センターの調停は、第 2 条に定めた紛争であって、原則として前章で定める相談を経たものを対象とする。

2 前項の調停に係る土地の所在の範囲は、原則として、奈良県内の区域とする。

(調停における解決手続の説明)

第 34 条 本センターは、調停の申し立てをしようとする者（以下「申立人」という。）及び申し立てを受理したときの相手方（以下「相手方」という。）に対して、第 25 条第 1 項各号の事項について、これを記載した書面を交付し、説明しなければならない。

2 本センターは、前項の説明をしたときは、当事者から確認書を受け取るものとする。

(調停申立)

第 35 条 調停は第 28 条第 1 項及び第 2 項に定める者から申し立てることができる。

2 前項の規定により申し立てをしようとする者は、調停申立書（以下「申立書」という。）に調停申立費用及び参考資料を添えて、本センターの事務局に提出しなければならない。

3 本センターは、必要があるときは、申立人に対し申立書の補正を求め、又は必要な参考資料の提出を要請することができる。

(代理人及び補佐人)

第 35 条の 2 本センターにおける調停の代理人は、法令に基づき本センターが行う調停の代理人となる資格を有する者のほか、センター長が特に認めた者とする。

2 当事者又は代理人は、当該事件の事情に精通している者を、センター長の許可を得て、補佐人として調停期日に出席させることができる。

3 補佐人は、手続期日において主任調停員の許可を得て陳述することができる。ただし、補佐人の陳述は、当該当事者又は代理人が直ちに取消さないときは、当該当事者又は代理人が陳述したものとみなす。

(調停における同伴者の取扱い)

第 35 条の 3 調停当事者は、担当主任調停員（調停員の互選により選任される。）が必要と認めたとときに限り、2 人以内の同伴者を調停に同席させることができる。ただし、担当主任調停員は、同伴者が調停手続を行うのに支障を生じさせるおそれがあると認めるときは、その同伴者を退席させる

ことができる。

(調停申立の受理・不受理)

第 36 条 本センターは、申し立てが第 33 条の規定に適合し、かつ、次項各号のいずれにも該当しないときは、これを受理するものとする。申立書に不備がある場合であって、速やかに補正できると認めるときも同様とする。

2 本センターは、申し立ての内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として受理しないものとする。

(1) 申し立ての内容が、本センターの設立の趣旨に反して不当な目的であると認められるもの

(2) その他紛争の内容が本センターにおける調停に適さないと認めるもの

3 センター長は、申立書を受付けたときは、速やかに、当該申し立てが本センターで取り扱うことができる解決手続であるか否かを審査し、受理又は不受理を決定する。この場合において、センター長は、当該申し立ての受理又は不受理の決定に疑義があるときは、運営委員会に諮りこれを決定するものとする。

4 センター長は、申し立てを受理し、又は不受理としたときは、速やかに、その旨及びその年月日を記載した書面により申立人(代理人を定めたときは代理人。以下同じ。)に通知するものとする。

5 前項の申し立てを受理し、又は不受理とした旨の通知は、配達証明付き郵便で行うものとする。

(相手方に対する確認)

第 37 条 センター長は、申し立てを受理したときは、速やかに、相手方の当該土地の所有権登記名義人等に対し、期限を定めて、当該手続に応ずるか否かを確認する旨の通知を書面で発しなければならない。

2 前項の通知を受けて、相手方が当該手続に応じて依頼するときは、調停依頼書(以下「依頼書」という。)の提出を求めるものとする。

3 相手方が、電話その他の方法によって当該手続に応じて依頼する旨を明確にしたときは、センター長は、その旨を確認した事実及びその年月日を記録しなければならない。

4 前条第 5 項の規定は、第 1 項の通知について準用する。

5 センター長は、相手方に対し、当該手続に応じるよう努めるものとする。ただし、相手方が当該手続に応じない場合は、当該手続を終了させることができる。

(調停の実施)

第 38 条 センター長は、相手方から当該調停に応じて依頼する旨の通知を受けたときは、速やかに、調停員候補者名簿のうちから担当調停員を選任するものとする。ただし、当事者から、当事者双方の合意に基づき特定の調停員(調停員候補者名簿に登載されている者に限る。)を希望する申し出があったときは、規則第 16 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に該当しないときに限り、その意見を尊重して担当調停員を選任することができる。

2 担当調停員は、事件ごとに、調停員 2 人以上をもって合議体を構成するものとする。この場合において、合議体の構成員は、少なくとも調査士 1 人と弁護士 1 人を含めて構成しなければならない。

3 センター長は、担当調停員の選任にあたり、第 16 条第 1 項に掲げる除斥事由の有無を確認しなければならない。

4 合議体を構成する調停員は、互選により合議体の主任(以下「主任調停員」という。)を選任する。

- 5 主任調停員は、手続期日及び期日外準備の指揮を行う。
- 6 主任調停員は、調停の実施に関して、運営委員会の意見を求めることができる。
- 7 調停は、当事者の主体性を尊重して、当事者自身の紛争解決へ向けての意識を高めるよう留意して実施するものとする。

(手続期日及び場所)

- 第 39 条 手続期日は、主任調停員が指定し、センター長は、緊急を要する場合を除き、少なくとも 7 日前までに当事者(代理人を定めたときは代理人。以下同じ。)に通知するものとする。ただし、期日において次回の期日を通知するときは、主任調停員が口頭で行うことができる。
- 2 手続期日は、原則として本センターの事務所で開催する。ただし、必要があるときは、他の場所において期日を開催することができる。
 - 3 手続期日は、原則として当事者双方の出席のもとに開催する。ただし、主任調停員が相当と認めるときは、一方の当事者の出席で期日を開催することができる。

(期日調書)

- 第 40 条 担当調停員は、手続期日ごとに期日調書を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 2 前項の期日調書には、期日の種類、日時及び場所、出席した当事者の氏名(代理人の氏名及び補佐人の氏名を含む。)及び担当調停員の氏名並びに調停の実施の経過の概要を記載する。

(当事者の主張及び準備)

- 第 41 条 担当調停員は、相手方に対し、第 1 回期日前に申し立てに対する意見を記載した書面の提出を求めることができる。
- 2 担当調停員は、当事者に対し、主張の整理及び参考資料の補充又は必要とされる書類等の準備を求めることができる。

(調査、測量又は鑑定)

- 第 42 条 担当相談員、担当調停員は、相談及び調停の実施に当たって事前調査をおこなうときは、その旨及びその概要を当事者に知らせなければならない。
- 2 担当調停員は、一方の当事者又は双方からの申し出により、調査、測量又は鑑定を行ったときは、その結果を記した書面ないし成果物を当事者に提出しなければならない。

(通 知)

- 第 43 条 調停に関する当事者への通知は、手続期日において当事者に告知し、又は交付するほか、当事者の住所または当事者の指定する場所に書面を送付する方法で行うものとする。ただし、緊急を要するときまたは当事者の申し出による特別の事由がある場合は電話又は口頭等の適宜な方法により通知することができる。

(利害関係人等の参加)

- 第 44 条 調停において担当調停員が相当と認め、かつ、当事者双方の同意があるときは、当事者以外の者であって和解の結果に利害関係を有する者を、手続期日に参加させることができる。

- 2 鑑定実施員等は、担当調停員又は当事者の要請があったときは、手続期日に出頭し、調査、測量又は鑑定の結果について意見を述べることができる。

(和解の成立)

第45条 本センターは、調停において当事者間に和解が成立したときは、その内容及び成立の年月日を記載した和解契約書を作成して、当事者が署名し、又は記名押印するとともに、担当調停員が立会人として署名し、又は記名押印するものとする。

- 2 前条第1項により利害関係人として調停期日に参加した者がいる場合において、当事者及び利害関係人の間における和解を成立させることが出来る。
- 3 和解契約書には、本センターの利用に関して生じた成立費用その他の費用について、当事者双方の負担額に関する事項を記載するものとする。
- 4 和解契約書は、当事者交付用と本センター保存用を作成し、当事者には直接交付し、又は配達証明付き郵便により交付するものとする。
- 5 和解が成立したときは、調停を終了する。

(申し立ての取下げ及び終了の申し出)

第46条 申立人が申し立てを取り下げようとするとき、又は相手方が調停の終了を申し出ようとするときは、調停申し立ての取下書又は調停終了の申出書を本センターに提出しなければならない。ただし、期日においては、担当調停員に対して口頭で申し出ることができる。

- 2 センター長は、前項の書面を受理したとき、又は口頭で申し出があったときは、速やかに、当事者双方に対し、当該調停を終了する旨を書面で通知しなければならない。
- 3 第36条第5項の規定は、前項の通知について準用する。

(和解が成立する見込みがない場合)

第47条 担当調停員は、当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該調停を終了するものとする。

- 2 前項の規定により調停を終了するときは、担当調停員が合議して決定するものとする。
- 3 主任調停員は、前項の規定により和解が成立する見込みがないものとして調停の終了を決定したときは、速やかに、その旨を書面によりセンター長に報告しなければならない。
- 4 前項の報告を受けたセンター長は、速やかに、和解が成立する見込みがないものとして調停を終了した旨及びその事由並びに終了した年月日を記載した書面により、当事者双方に通知しなければならない。
- 5 第36条第5項の規定は、前項の通知について準用する。

(調停の終了)

第48条 前三条の規定による終了のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、調停は終了する。

- (1) 事案が和解に適さないと担当調停員が判断したとき。
 - (2) 申し立ての相手方において調停に応じない意思が明確になったと担当調停員が判断したとき。
 - (3) 当事者が不当な目的で調停の申し立てをし、又は依頼したと担当調停員が判断したとき。
 - (4) 当事者から調停の実施に係る費用の払込みの見込みがないと担当調停員が判断したとき。
- 2 前項の規定により調停を終了するときは、担当調停員が合議して決定するものとする。

3 前条第3項、第4項及び第5項の規定は、センター長への報告、当事者双方への通知について準用する。

第7章 手続実施記録の保存等

(手続実施記録の保存)

第49条 本センターは、調停事件ごとに、次に掲げる事項を記録した手続実施記録を作成し、調停が終了した日から10年間保存する。

- (1) 当事者から調停を実施する依頼を受け、契約を締結した年月日
- (2) 当事者及びその代理人の氏名又は名称
- (3) 担当調停員の氏名
- (4) 調停の実施の経緯
- (5) 調停の結果(調停の終了の理由及びその年月日を含む。)
- (6) 調停において請求があった年月日及び当該請求の内容
- (7) 調停の結果、和解が成立したときは、その和解の内容

2 前項の手続実施記録には、期日調書を合綴して作成するものとする。

3 手続実施記録は、センター長が作成するものとする。ただし、必要があるときは、事務局長に手続実施記録の作成を命ずることができる。

4 手続実施記録は、秘密を保持するため施錠のできる保管庫等に保管し、又は電磁的記録による当該記録へのアクセス制御等の措置を講じるものとする。

5 本センターは、当事者から提出された資料及び調査、測量又は鑑定を行った資料その他の書類(和解契約書を含む。)を、手続実施記録の附属書類として保存するものとする。

6 保存期間を経過した手続実施記録を廃棄するときは、秘密の漏洩を防止するため、文書等を裁断し、又は記録された電磁的記録を完全に消去するものとする。

(資料の返還)

第50条 本センターは、当事者から提出された資料について返還の求めがあったときは、保存用にその写しを作成し、原本は当事者に返還し、写しは本センターで保管するものとする。

(記録の閲覧・写しの請求)

第51条 本センターが保存する手続実施記録は、当事者双方の同意がない限り、第三者には公開しない。

2 当事者又はこれらの立場にあった者(これらの一般承継人を含む。以下同じ。)は、調停に関する書類を紛失した等の理由がある場合には、手続実施記録のうち当事者が提出した資料及び和解契約書に限り、閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)を求めることができる。ただし、閲覧等の請求の内容に他方の当事者が提出した資料が含まれている場合には、当該資料を提出した当事者又はこれらの立場にあった者の承諾がある場合に限り、当該資料の閲覧等ができるものとする。

3 前項の手続実施記録の閲覧等を求めるときは、その理由を記載した手続実施記録の閲覧・謄写請求書を、本センターに提出し、別に定める手数料を納付しなければならない。

4 センター長は、前項の求めが不当な目的に利用されるおそれがあると認めるときは、その求めに応じないものとする。

第8章 費用

(費用等)

第52条 相談申出人又は調停申立人は、本センターに対し、別に定める相談料又は調停申立費用を納付しなければならない。

2 当事者は、前項に定める費用のほか、必要に応じて、別に定める調査費用、期日費用及び成立費用等を納付しなければならない。

(調査、測量又は鑑定費用等)

第53条 当事者は、相談及び調停の実施の過程において、調査、測量又は鑑定を依頼したときは、本センターに対し、その費用を支払わなければならない。

2 当事者は、相談及び調停の実施の過程において、別に必要とする費用が生じたときは、これを負担しなければならない。

第9章 補則

(苦情の取扱い)

第54条 本センターが行う事前相談、相談及び調停の業務に関して苦情がある者は、苦情の概要を記載した苦情申立書を、本センターの事務局に提出して苦情の申し立てをすることができる。

2 センター長は、前項の苦情申立書を受付けたときは、必要に応じて運営委員のうちから調査士・弁護士各1人以上を含む3人以上4人以内を指名して苦情処理委員会を設置して、苦情申し立ての内容の調査及び苦情処理の方法の審議を行わせ、運営委員会に報告させるものとする。

3 前項の報告を受けた運営委員会は、苦情への対応について協議し、決定するものとする。

4 センター長は、苦情を申し立てた者に対し、苦情処理の結果を書面又は口頭で報告するものとする。

(研修)

第55条 本センターは、本センターの業務に関与する者に対して、解決手続に関する研修を行うものとする。

2 前項の研修は、センター長が調査士会の会長と協議して実施するものとする。

(規則の公開)

第58条 この規則は、本センターの事務所に備え置いて開示するほか、調査士が定める方法で公開する。

(本センターの会計)

第59条 本センターの会計は、調査士会の特別会計とし、その運営に要する経費は、当事者が納付する費用、調査士会の一般会計からの繰入金、寄付金その他の収入をもって支弁する。

(運営委員等の報酬)

第 60 条 本センターは、運営委員、担当調停員等、調査員及び鑑定実施員等に対して、別に定める報酬を支払うものとする。

(規程への委任)

第 61 条 この規則に定めるもののほか、本センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会で定め、調査士会の理事会に報告するものとする。

(規則の改廃)

第 62 条 この規則の改廃は、弁護士会との協議を経て、調査士会の理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 20 年 8 月 9 日から施行する。